

Actus Newsletter

平成30年度 税制改正(速報)

12月14日に自民党から「平成30年度税制改正大綱」が公表されました。今回の税制改正では、政府の掲げる「働き方改革」や「生産性革命」「人づくり革命」を後押しする内容が盛り込まれました。主な内容としては、個人所得課税では給与所得控除などの見直しが図られ、法人課税では賃上げや国内設備投資を行った企業に対する税制上の優遇措置が設けられ、資産課税では中小企業が円滑に世代交代できるような事業承継税制が抜本的に拡充されました。今回の税制改正の主要論点をズバリ解説します。

(↑増税 ↓減税)

■ 法人課税

法人課税では、「生産性革命」実現の後押しとなる措置が中心となりました。具体的には所得拡大促進税制の見直し・拡充と情報連携投資等の促進に係る税制（IoT投資税制）が創設されます。

項目	内容	適用期日等																						
所得拡大促進税制 【見直し・拡充】 ↓	<p>○所得拡大促進税制の改組</p> <ol style="list-style-type: none"> 大企業と中小企業者で控除税額、適用要件が異なることになる 適用要件において「賃上げ基準」が簡素化される 大企業においては「設備投資基準」が追加される 「教育訓練費」の増加割合により税額控除割合が変動する <p>○対象法人別の適用要件と控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象法人</th> <th colspan="3">適用要件</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>1.賃上げ基準</th> <th>2.設備投資基準</th> <th>3.教育訓練費基準</th> <th>控除額</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業者等以外の法人</td> <td>平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×103%</td> <td>国内設備投資額 ≥減価償却費の総額 ×90%</td> <td>— 教育訓練費 ≥前期+前々期の教育 訓練費の平均額 ×120%</td> <td>給与等支給 増加額 ×15% 給与等支給 増加額 ×20%</td> <td rowspan="2">法人税額 ×20%</td> </tr> <tr> <td>中小企業者等</td> <td>平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×101.5% 平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×102.5%</td> <td>—</td> <td>①又は②のいずれか ①教育訓練費額 ≥前期の教育訓練費 額×110% ②経営力向上計画の 認定を受け、向上が 確実と証明された</td> <td>給与等支給 増加額 ×15% 給与等支給 増加額 ×25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象法人	適用要件			控除額		1.賃上げ基準	2.設備投資基準	3.教育訓練費基準	控除額	限度額	中小企業者等以外の法人	平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×103%	国内設備投資額 ≥減価償却費の総額 ×90%	— 教育訓練費 ≥前期+前々期の教育 訓練費の平均額 ×120%	給与等支給 増加額 ×15% 給与等支給 増加額 ×20%	法人税額 ×20%	中小企業者等	平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×101.5% 平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×102.5%	—	①又は②のいずれか ①教育訓練費額 ≥前期の教育訓練費 額×110% ②経営力向上計画の 認定を受け、向上が 確実と証明された	給与等支給 増加額 ×15% 給与等支給 増加額 ×25%	平成30年4月1日～平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度（3年間）
対象法人	適用要件			控除額																				
	1.賃上げ基準	2.設備投資基準	3.教育訓練費基準	控除額	限度額																			
中小企業者等以外の法人	平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×103%	国内設備投資額 ≥減価償却費の総額 ×90%	— 教育訓練費 ≥前期+前々期の教育 訓練費の平均額 ×120%	給与等支給 増加額 ×15% 給与等支給 増加額 ×20%	法人税額 ×20%																			
中小企業者等	平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×101.5% 平均給与等支給額 ≥比較平均給与等支給額×102.5%	—	①又は②のいずれか ①教育訓練費額 ≥前期の教育訓練費 額×110% ②経営力向上計画の 認定を受け、向上が 確実と証明された	給与等支給 増加額 ×15% 給与等支給 増加額 ×25%																				
情報連携投資等の促進に係る税制（IoT投資税制） 【新設】 ↓	<p>○革新的データ活用計画に従って取得するソフトウェア等に対し特別償却又は税額控除を適用</p> <p>【適用要件】次の<u>全ての要件を満たす</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 青色申告者であること 生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく革新的データ活用計画（仮称）の認定を受けること ソフトウェア等の取得価額が5,000万円以上であること 	生産性向上の実現のための臨時措置法の施行日～平成33年3月31日までの間																						

<p>情報連携投資等の促進に係る税制 (IoT 投資税制) 【新設】 </p>	<p>【特別償却額または税額控除】 特別償却：取得価額×30% 税額控除：賃上げ率に応じて控除率は異なる ① 当期の平均給与等支給額 ≥ 比較平均給与等支給額×103% となる場合 取得価額×5% (法人税額×20%を限度とする) ② ①に該当しない場合 取得価額×3% (法人税額×15%を限度とする)</p>	
<p>租税特別措置法の見直し 【大企業のみ】 </p>	<p>○中小企業者等以外の法人（大企業）については、適用要件のいずれにも該当しない場合は、租税特別措置法上の特例が受けられない</p> <p>【適用要件】 次の①②の<u>いずれにも該当しない</u> (=いずれかに該当すれば、適用は受けられる) ①平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額 ②国内設備投資額 > 減価償却費の総額×10%</p> <p>※当期の所得金額が前期の所得金額以下となる事業年度は対象外となる</p> <p>【適用が受けられなくなる措置法の特例】 ①研究開発税制 ②地域未来投資促進税制 ③情報連携投資等の促進に係る税制 (IoT 投資税制) (新設のもの)</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度 (3 年間)</p>
<p>中小企業向け固定資産税の軽減 </p>	<p>○固定資産税の軽減 【適用要件】 次の<u>全ての要件を満たす</u> ①中小企業者等であること ②市町村の導入促進基本計画（仮称）に適合 ③労働生産性を年平均 3%以上向上させる認定を受けた先端設備等導入計画（仮称）に基づく機械装置等を取得する</p> <p>【軽減額】 課税標準を 3 年間、0 以上 1/2 以下の範囲で軽減させる</p>	<p>生産性向上の実現のための臨時措置法の施行日～平成 33 年 3 月 31 日までの間</p>
<p>納税環境整備</p>	<p>○大法人における法人税、消費税、法人住民税、法人事業税の<u>電子申告が義務化</u>となる</p> <p>※1. 確定申告書、中間申告書、修正申告書について国税は e-Tax、地方税については eLTAX により申告することが義務化される ※2. 電気通信回線の故障、災害等以外の理由で電子申告されない場合は、原則として「無申告」として取り扱われる。</p> <p>○法人税、地方税の申告書における代表者及び経理責任者の<u>自署押印制度を廃止</u> ○法人税の申告における勘定科目内訳明細書の記載内容を簡素化する</p>	<p>平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から 適用日等の具体的明記なし</p>
<p>主要規定の延長措置</p>	<p>○交際費等の損金不算入制度 (接待飲食費 50%の損金算入も継続) ○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 ○中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻還付の不適用措置</p>	<p>平成 32 年 3 月 31 日まで延長 (2 年延長)</p>

■ 個人所得課税

個人所得課税の改正では多様な働き方を促進する観点から、給与所得控除、公的年金等控除の見直しが行われ、その一部が基礎控除に振替えられました。給与所得控除は年収 850 万円で上限に達することになり増税となります。

項目	内容	適用期日等														
給与所得控除の見直し ↑	<p>○控除額を一律 <u>10 万円</u>引き下げる</p> <p>○給与所得控除の上限が適用される年収を <u>850 万円</u>とし、上限額を <u>195 万円</u>とする</p> <p>上限額が適用される年収と給与所得控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前 平成31年まで</th> <th>改正後 平成32年から</th> <th>引下額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額が適用される 給与収入金額</td> <td>1,000万円</td> <td>850万円</td> <td>△150万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除額 の上限</td> <td>220万円</td> <td>195万円</td> <td>△25万円</td> </tr> </tbody> </table>		改正前 平成31年まで	改正後 平成32年から	引下額	上限額が適用される 給与収入金額	1,000万円	850万円	△150万円	給与所得控除額 の上限	220万円	195万円	△25万円	平成 32 年分 以後の所得 税から適用		
	改正前 平成31年まで	改正後 平成32年から	引下額													
上限額が適用される 給与収入金額	1,000万円	850万円	△150万円													
給与所得控除額 の上限	220万円	195万円	△25万円													
公的年金等控除の見直し ↑	<p>○控除額を一律 <u>10 万円</u>引き下げる</p> <p>○公的年金等の収入金額が <u>1,000 万円</u>超となる場合、控除額は <u>195.5 万円</u>で上限となる</p> <p>○公的年金等以外の所得金額が <u>1,000 万円</u>超となる場合、控除額をさらに引き下げる</p> <p>公的年金等控除の追加引下げ額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公的年金等以外の所得金額</th> <th rowspan="2">追加引下げ</th> </tr> <tr> <th>超</th> <th>以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,000万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>2,000万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円</td> <td></td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公的年金等控除額の最低保障額</p> <p>①年齢 65 歳未満の者 改正前 70 万円 → 改正後 <u>60 万円</u> (※) ※ 公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、50 万円 公的年金等以外の所得金額が 2,000 万円超の場合、40 万円</p> <p>②年齢 65 歳以上の者 改正前 120 万円 → 改正後 <u>110 万円</u> (※) ※ 公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、100 万円 公的年金等以外の所得金額が 2,000 万円超の場合、90 万円</p>	公的年金等以外の所得金額		追加引下げ	超	以下		1,000万円	-	1,000万円	2,000万円	10万円	2,000万円		20万円	平成 32 年分 以後の所得 税から適用
公的年金等以外の所得金額		追加引下げ														
超	以下															
	1,000万円	-														
1,000万円	2,000万円	10万円														
2,000万円		20万円														
青色申告特別控除の見直し ↑	<p>○正規の簿記の原則に従って記帳している場合の青色申告特別控除額を <u>55 万円</u>にする (現行 : 65 万円)</p> <p>○ただし、次の要件の<u>いずれか</u>を満たす場合、控除額は <u>65 万円</u>とする</p> <p>①事業に係る帳簿が電磁的記録による備付け及び保存で行われていること</p>	平成 32 年分 以後の所得 税から適用														

	<p>②所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等を <u>e-Tax</u> を使用して<u>提出期限までに提出</u>すること</p> <p>※実務的には主に②の要件が選択判断ポイントになると推察される</p>																		
<p>基礎控除の見直し</p> <p>↓</p>	<p>○控除額を一律 <u>10万円引き上げる</u> (所得税・住民税共に)</p> <p>○所得金額に応じた控除額の漸次、引下げ</p> <p>所得金額に応じた基礎控除額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額</th> <th rowspan="2">基礎控除額</th> </tr> <tr> <th>超</th> <th>以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,400万円</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円</td> <td>2,450万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円</td> <td>2,500万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円</td> <td></td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額		基礎控除額	超	以下		2,400万円	48万円	2,400万円	2,450万円	32万円	2,450万円	2,500万円	16万円	2,500万円		0円	<p>平成 32 年分以後の所得税から適用</p>
合計所得金額		基礎控除額																	
超	以下																		
	2,400万円	48万円																	
2,400万円	2,450万円	32万円																	
2,450万円	2,500万円	16万円																	
2,500万円		0円																	
<p>給与所得控除、基礎控除の見直しに伴う調整</p>	<p>○給与所得控除、基礎控除の見直しにより配偶者控除や扶養控除の合計所得金額の要件が変更</p> <p>【控除対象となる合計所得金額の変更】</p> <p>配偶者控除 : 改正前 38万円以下 → 改正後 <u>48万円以下</u></p> <p>配偶者特別控除 : 改正前 38万円超 123万円以下 → 改正後 <u>48万円超 133万円以下</u></p> <p>扶養控除 : 改正前 38万円以下 → 改正後 <u>48万円以下</u></p> <p>勤労学生控除 : 改正前 65万円以下 → 改正後 <u>75万円以下</u></p>	<p>平成 32 年分以後の所得税から適用</p>																	
<p>所得金額調整控除の適用</p> <p>↓</p>	<p>○給与所得と公的年金等雑所得がある場合、給与所得控除と公的年金等控除額でそれぞれ 10万円ずつ引下げられ、計 20万円の所得増になってしまうところ、<u>給与所得から 10万円控除</u>することで調整を図る</p> <p>○給与等の収入金額が 850万円を超える居住者においても、特別障害者や年齢 23歳未満の扶養親族を有する場合、次の算式で所得金額の調整を図る</p> <p>■給与所得から控除する調整額 (給与等の収入金額 (※) - 850万円) × 10% ※ 収入金額が 1,000万円を超える場合、1,000万円</p> <p>○所得金額調整控除は年末調整において適用</p>	<p>平成 32 年分以後の所得税から適用</p>																	

■ 資産課税

資産課税においては、中小企業の世代交代をスムーズに促すため、期間限定で事業承継税制の要件緩和と拡充措置が講じられました。また、一般社団法人等に財産移転することによる課税逃れや小規模宅地特例の趣旨を逸脱した適用を防止する措置も講じられています。

項目	内容	適用期日等																								
事業承継税制の 拡充 	<p>○事業承継税制の特例が創設 事業承継税制について特例が創設され、措置の拡充と要件の緩和が10年間行われる</p> <p>【適用時期】 平成30年4月1日から5年以内に「特例承継計画」を作成し、平成39年12月31日までの間に贈与・相続による事業承継を行う</p> <p>【拡充内容と要件緩和】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拡充内容</th> <th>現行制度</th> <th>特例制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税猶予の対象となる株式</td> <td>発行済株式の2/3まで</td> <td>取得した全株式</td> </tr> <tr> <td>納税猶予される相続税額</td> <td>納税猶予対象株式の相続税×80%</td> <td>納税猶予対象株式の相続税×100%</td> </tr> <tr> <td>納税猶予期間中に譲渡・合併・解散</td> <td>納税猶予税額の全部の納付が必要</td> <td>納税額を再計算し、当初の納税猶予税額を下回る場合、差額は免除される</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件緩和</th> <th>現行制度</th> <th>特例制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用確保要件</td> <td>贈与・相続時から5年間、平均80%維持</td> <td>80%を下回る場合、理由を記載した書類を都道府県に提出することで猶予継続可</td> </tr> <tr> <td>後継者の要件</td> <td>代表権を有する後継者1人に限る</td> <td>総議決権数の10%以上を持つ代表権を有する後継者で最大3名まで</td> </tr> <tr> <td>先代経営者の要件</td> <td>代表権を有していた先代経営者1人からの承継に限る</td> <td>代表者以外の者から贈与等により取得する株式についても対象</td> </tr> </tbody> </table>	拡充内容	現行制度	特例制度	納税猶予の対象となる株式	発行済株式の2/3まで	取得した全株式	納税猶予される相続税額	納税猶予対象株式の相続税×80%	納税猶予対象株式の相続税×100%	納税猶予期間中に譲渡・合併・解散	納税猶予税額の全部の納付が必要	納税額を再計算し、当初の納税猶予税額を下回る場合、差額は免除される	要件緩和	現行制度	特例制度	雇用確保要件	贈与・相続時から5年間、平均80%維持	80%を下回る場合、理由を記載した書類を都道府県に提出することで猶予継続可	後継者の要件	代表権を有する後継者1人に限る	総議決権数の10%以上を持つ代表権を有する後継者で最大3名まで	先代経営者の要件	代表権を有していた先代経営者1人からの承継に限る	代表者以外の者から贈与等により取得する株式についても対象	平成30年1月1日～平成39年12月31日までの間に贈与等に取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用
拡充内容	現行制度	特例制度																								
納税猶予の対象となる株式	発行済株式の2/3まで	取得した全株式																								
納税猶予される相続税額	納税猶予対象株式の相続税×80%	納税猶予対象株式の相続税×100%																								
納税猶予期間中に譲渡・合併・解散	納税猶予税額の全部の納付が必要	納税額を再計算し、当初の納税猶予税額を下回る場合、差額は免除される																								
要件緩和	現行制度	特例制度																								
雇用確保要件	贈与・相続時から5年間、平均80%維持	80%を下回る場合、理由を記載した書類を都道府県に提出することで猶予継続可																								
後継者の要件	代表権を有する後継者1人に限る	総議決権数の10%以上を持つ代表権を有する後継者で最大3名まで																								
先代経営者の要件	代表権を有していた先代経営者1人からの承継に限る	代表者以外の者から贈与等により取得する株式についても対象																								
一般社団法人等に関する相続・贈与税の見直し 	<p>○特定の一般社団法人等に対する相続税の課税 同族経営を行う一般社団法人等（特定一般社団法人等）の理事が死亡した場合、その特定一般社団法人等が次に掲げる金額をその被相続人から遺贈により取得したものとみなして、その特定一般社団法人等に相続税を課税する</p> <p>【課税される税額】 = $\frac{\text{特定一般社団法人等の純資産額}}{\text{死亡時の同族役員数（被相続人を含む）}}$</p> <p>○一般社団法人等に対し贈与等があった場合の贈与税等の見直し 個人から一般社団法人等に対し財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税について、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する</p>	平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員死亡に係る相続税から適用 平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈に係る贈与税又は相続税から適用																								

小規模宅地等の課税価格の減額特例の見直し 	○別居親族が相続する特定居住用宅地等の 80%減額 いわゆる「家なき子」の別居親族が相続し、小規模宅地特例の適用を受ける際の要件を厳格化する		平成 30 年 4 月 1 日以後の相続等により取得する財産に係る相続税より適用	
		改正前		改正後
	別居親族の要件	①配偶者のいない被相続人の所有家屋に同居の法定相続人がいない		①同左 (変わらず)
		②相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがない		②-1 相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者、3親等内の親族、特別関係のある法人の所有する家屋に居住したことがない ②-2 相続開始時に居住していた家屋を過去に所有したことがない
	③申告期限までにその宅地等を所有	③同左 (変わらず)		
○貸付事業用宅地等の 50%減額 被相続人が貸付事業を行っていた場合の小規模宅地特例の適用を受ける際の要件を厳格化する				
	改正前	改正後		
貸付事業用宅地等の要件	①被相続人の貸付事業に供されていた宅地等 (除外規定なかった)	①被相続人の貸付事業に供されていた宅地等 (相続開始前3年以内に貸付事業用に供された宅地等について適用除外。ただし、3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が貸付用に供している宅地等は適用対象のまま。)		
	②申告期限までにその宅地等を所有	②同左 (変わらず)		
	③申告期限まで継続して貸付事業を行っている	③同左 (変わらず)		

■ 消費課税

項目	内容	適用期日等
国際観光旅客税の創設	○日本から出国する観光旅客その他の者に対し、出国 1 回につき 1,000 円を徴収	平成 31 年 1 月 7 日以後の出国から適用
たばこ税の見直し	○たばこ税の引き上げ 平成 30 年 10 月より 4 年間にわたって 1 本当たり 3 円引上げ ○加熱式たばこの課税引き上げ 平成 30 年 10 月より 5 年間にわたって引上げ	平成 30 年 10 月 1 日から適用

■ 国際課税

項目	内容	適用期日等
恒久的施設 (PE) 関連規定の見直し	○恒久的施設 (PE) 関連規定の見直し 恒久的施設 (PE) の定義について租税条約と国内法の適用関係を明確化し、恒久的施設認定の人為的回避に対応する見直しを行う	平成 31 年 1 月 1 日以後に適用

外国子会社合算税制(タックスヘイブン税制)の見直し	○外国企業を統合に関する基本方針及び組織再編計画書に基づいてM & Aした後に資本関係整理において生じた一定の株式譲渡益を、タックスヘイブン税制の合算対象から除外する	外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用
---------------------------	---	---------------------------------------

■ その他

項目	内容	適用期日等
森林環境税の創設	○平成 31 年度税制改正において森林環境税を創設する 市町村において個人住民税と併せて年額 1,000 円賦課徴収する	平成 36 年度より課税
今後の主要な検討事項	<p>○個人課税について引き続き給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直す</p> <p>○金融所得課税の更なる一体化について多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する</p> <p>○個人の年金課税について今後も引き続き検討</p> <p>○国境を越えた役務提供に係る消費税課税について、課税対象とする取引の範囲などについて引き続き検討</p> <p>○民法において成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる作業を進めている中で、税制上の年齢要件についても検討を行う</p>	—



ア ク タ ス 税 理 士 法 人
ア ク タ ス マ ネ ジ メ ン ト サ ー ビ ス (株)

【 URL 】<http://www.actus.co.jp> 【 MAIL 】info@actus.co.jp

【赤坂】〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F
TEL:03-3224-8888 FAX:03-5575-3331

【立川】〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F
TEL:042-548-8001 FAX:042-548-8002

【荒川】〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105
TEL:03-3802-8101 FAX:03-3805-2070

【大阪】〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F
TEL:06-6449-8682 FAX:06-6449-8683